

第48号議案

町の区域の変更の件

次のとおり町の区域を変更する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

住居表示に係る街区変更に伴うもの（兵庫区）

別図1を別図2に変更

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2, 3 略